

証券コード 6096
平成30年6月6日

株主各位

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社レアジョブ
代表取締役社長 中 村 岳

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場所 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 京セラ原宿ビル2階

株式会社レアジョブ 本店会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第11期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件

第4号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を
取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rarejob.co.jp>) に掲載させていただきます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rarejob.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査した事業報告及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

**【ご案内】**

当日ご出席の株主様には、お土産をご用意しております。ただし、議決権行使書用紙の枚数に関わらずご出席の株主様1名様につき1個とさせていただきます。

また、株主総会終了後、株主の皆様の当社に対する理解をより深めていただくため、同会場において「会社説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国や欧州の政治動向や各国で頻発するテロ問題等、地政学リスクの高まりがあったものの、雇用環境の改善などを背景に個人消費も回復基調にあり、緩やかな景気回復が続いております。

そのような状況の下、日本企業においては、将来の国内市場の成熟や縮小を見据え、海外への事業展開や海外企業のM&Aなど、グローバル化の動きがより一層進展しております。また、文部科学省においては英語教育見直しの議論を継続して行っており、大学入試においても英語4技能を測定する資格・検定試験の活用が始まっております。その結果、英会話学習のニーズは、単に趣味として英語を話して楽しく過ごすことなく、「ビジネスパーソン」や「学生」などが英語を話せるようになるという「成果」に変化しつつあります。

このような環境の中、当社グループでは従来の英会話の場を提供する低価格のオンライン英会話サービスから、英語が話せるようになるための高付加価値な教育サービスへ進化すべく、昨年度から継続してサービス拡大や品質向上に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、理論に基づき楽しみながら上達できる新教材「実用英会話」の提供を開始したほか、昨年度からモニター提供をしていました「本気塾」ハンズオン・コースの正式提供や、「レアジョブ英会話留学」のサービス提供を開始するなど、英語を話せるようになるという「成果」を追求したサービス開発を行いました。また、独自のレッスン受講システムである新機能「レッスンルーム」を開発し、まずは中学・高校生コースのユーザーから提供を開始いたしました。これによりSkype等の通信ソフトを使用せず、PCブラウザやスマートフォン・タブレット向けのアプリ内でレッスンを受講できるようになり、利便性が向上いたしました。

販売面においては、需要旺盛な法人及び学校などの教育機関向けの販売体制を強化するため、積極的に営業人材の採用を行ったほか、2016年4月に設立した関西支社に引き続き、2017年4月に中部支社を設立いたしました。これらの取り組みにより2018年3月末時点において累計導入企業数は1,741社、累計導入学校数は183校となり、法人及び教育機関向けの売上は急速に拡大しております。また、「本気塾」サービスの多店舗展開による今後の事業拡大を見据え、2017年11月にレアジョブ本気塾 渋谷スタジオを開校し、より多くのお客様への販売活動が可能となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は2,968,867千円と381,619千円（前連結会計年度比14.8%）の増収、営業利益は130,173千円と93,974千円（同259.6%）の増益、経常利益は90,176千円と73,505千円（同440.9%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は42,565千円と40,650千円（同2,122.9%）の増益となりました。

なお、当連結会計年度におきましては、経営体制及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたしました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、レアジョブ本気塾 渋谷スタジオの開校に伴う有形固定資産の取得及びソフトウェアの開発など総額171,761千円となっております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、経営の財務基盤の安定を目的として、長期借入金500,000千円を調達いたしました。また、ストック・オプション行使による払込を受けたことから、発行済株式総数は13,700株増加し、資本金及び資本剰余金はそれぞれ7,455千円増加いたしました。

## (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当 社 の 子 会 社 で あ る RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERCVICES, INC. は RIPPLE KIDSPARK, INC.が運営するオンライン英会話レッスン事業を譲受けております。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、Grandline Philippines Corporationと資本業務提携契約を締結しており、これに伴い、同社株式62,500株（平成30年3月末現在同社の発行済株式総数の20%）を20,000千円で取得しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループが事業展開するオンライン英会話サービスは、日本及びフィリピンの経済環境の変化、日本人の英語ニーズの変化、インターネット接続環境の変化に影響を受け、これらに柔軟に対応していくと共に、新規参入企業との差別化の推進や収益性の向上に取り組み、強固な事業基盤を確立していく必要があると考えております。このため、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、事業展開を図る方針でおります。

① 提供サービスの品質向上について

今後の事業拡大のためには、ユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上を図る必要があると認識しております。

近年では、英会話学習のニーズは、単に趣味として英語を話して楽しく過ごすことではなく、「ビジネスパーソン」や「学生」などが英語を話せるようになるという「成果」に変化しつつあります。これに対して理論に基づき楽しみながら上達できる新教材「実用英会話」の提供を開始したほか、オンライン英会話レッスンにオフラインの学習指導を組み合わせ、より短期間で英会話力を伸ばす「本気塾」サービスの開発を行っております。

引き続き、成果を求めるユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上に取り組み、ユーザーのニーズに応えるほか、国際社会での協働を可能にする英語コミュニケーション能力を備えた人材を育成し、社会の革新と発展に貢献してまいります。

② 法令等への対応について

当社グループでは、従前よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。当社グループの提供するオンライン英会話レッスンは、その殆どが「特定商取引に関する法律」における通信販売に該当し、同法並びに関連法令に基づく規制を受けておりますが、同法を順守し、公正且つ誠実に運営をするべく努めております。

また、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であるとも認識しております。既に当社はプライバシーマークの認証を取得しておりますが、当社グループで継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

③ 組織体制、人材の強化について

当社グループが、業容の拡大及び経営体質の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。そこで、当社グループは每期着々と従業員が増加する中、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立などに取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図ると共に、事業をより効率的且つ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

④ システムの安定的な稼働と強化について

当社グループの事業は、主にインターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。従って継続したサーバー機器の増設及びその負荷分散等の安定運用にかかる投資が必要となり、今後においても、新サービスの立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、システム強化を継続していく方針であります。

⑤ 当社グループブランドの知名度向上について

当社グループは、インターネットの普及や英語教育の重要性の高まりと共に、新聞・テレビ・雑誌等各種マスメディアで紹介される機会が増加したことから、徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。しかしながら、更なる事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループのサービスブランドを確立し、より一層知名度を向上させていくことが重要です。今後も、費用対効果に注意を払いながらプロモーション活動を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                           | 第8期<br>(平成27年3月期) | 第9期<br>(平成28年3月期) | 第10期<br>(平成29年3月期) | 第11期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年3月期) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)                     | 2,112,431         | 2,363,338         | 2,587,247          | 2,968,867                       |
| 経常利益 (千円)                    | 145,328           | 79,359            | 16,670             | 90,176                          |
| 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純利益 (千円) | 107,229           | 111,445           | 1,914              | 42,565                          |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)           | 56.15             | 50.92             | 0.83               | 18.74                           |
| 総資産 (千円)                     | 1,168,079         | 1,641,886         | 1,746,953          | 2,190,249                       |
| 純資産 (千円)                     | 577,936           | 1,226,658         | 1,251,920          | 1,168,889                       |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)            | 292.60            | 527.34            | 536.97             | 513.95                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年4月11日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。そのため、上記第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                    | 資本金                | 出資比率    | 主要な事業内容              |
|----------------------------------------|--------------------|---------|----------------------|
| RareJob Philippines, Inc.              | 9,350千<br>フィリピンペソ  | 99.995% | 英会話講師の選定・教育・管理業務     |
| ENVIZION PHILIPPINES, INC.             | 10,000千<br>フィリピンペソ | 99.995% | オンライン英会話レッスンの提供      |
| 株式会社リップル・キッズパーク                        | 3,000千円            | 100.0%  | 子ども向けオンライン英会話スクールの運営 |
| RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC. | 10,000千<br>フィリピンペソ | 99.995% | オンライン英会話レッスンの提供      |

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

主に無料のインターネット通話ソフト＝Skype™（スカイプ）を使用してマンツーマンの英会話レッスンを提供しております。

(10) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 当社

| 名 称  | 所 在 地      |
|------|------------|
| 本 社  | 東京都渋谷区     |
| 関西支社 | 大阪府大阪市北区   |
| 中部支社 | 愛知県名古屋市中村区 |

- (注) 1. 平成29年4月3日付で名古屋支社（現・中部支社）を新設いたしました。  
2. 平成30年4月1日より大阪支社は関西支社、名古屋支社は中部支社に名称変更いたしました。

② 子会社

| 名 称                                    | 所 在 地            |
|----------------------------------------|------------------|
| RareJob Philippines, Inc.              | フィリピン ケソン市       |
| ENVIZION PHILIPPINES, INC.             | フィリピン カガヤン・デ・オロ市 |
| 株式会社リップル・キッズパーク                        | 東京都渋谷区           |
| RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC. | フィリピン セブ市        |

## (11) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員数

| 従業員数      | 前期末比増減     |
|-----------|------------|
| 523名(68名) | 162名増(1名減) |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。
2. 従業員数の増加の主な理由は、RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC.において、RIPPLE KIDSPARK, INC.が運営するオンライン英会話レッスン事業を譲受けたこと、及びENVIZION PHILIPPINES, INC.において、センター講師を積極的に採用したことによるものであります。

## ② 当社の従業員数

| 従業員数     | 前期末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|----------|-------|--------|
| 91名(45名) | 4名増(7名増) | 35.0歳 | 2.7年   |

- (注) 1. 従業員数には、子会社からの出向者が含まれております。
2. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。

## (12) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額        |
|------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行  | 250,000 千円 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 200,000    |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,204,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,268,900株（自己株式70,500株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,364名
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名                     | 持 株 数    | 持株比率   |
|---------------------------|----------|--------|
| 三井物産株式会社                  | 524,000株 | 23.09% |
| 中 村 岳                     | 480,300株 | 21.17% |
| 加 藤 智 久                   | 462,800株 | 20.40% |
| 株式会社増進会出版社                | 100,000株 | 4.41%  |
| 藤 田 利 之                   | 54,700株  | 2.41%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 50,500株  | 2.23%  |
| YJ1号投資事業組合                | 50,000株  | 2.20%  |
| マネックス証券株式会社               | 39,400株  | 1.74%  |
| カブドットコム証券株式会社             | 36,000株  | 1.59%  |
| 株式会社サイバーエージェント            | 35,000株  | 1.54%  |

（注）当社は自己株式70,500株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 新株予約権の名称          | 第2回新株予約権                             | 第3回新株予約権                                | 第5回新株予約権                                |
|-------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 発行決議日             | 平成24年12月18日                          | 平成26年2月4日                               | 平成28年8月15日                              |
| 新株予約権の数           | 170個                                 | 578個                                    | 1,390個                                  |
| 目的となる株式の種類と数      | 当社普通株式<br>17,000株                    | 当社普通株式<br>57,800株                       | 当社普通株式<br>139,000株                      |
| 新株予約権の払込金額        | 無償                                   | 無償                                      | 新株予約権1個当たり<br>2,000円<br>(1株当たり20円)      |
| 新株予約権の行使価額        | 新株予約権1個当たり<br>30,000円<br>(1株当たり300円) | 新株予約権1個当たり<br>110,000円<br>(1株当たり1,100円) | 新株予約権1個当たり<br>143,600円<br>(1株当たり1,436円) |
| 新株予約権の行使期間        | 平成26年12月20日～<br>平成34年11月30日          | 平成28年2月8日～<br>平成36年1月31日                | 平成29年7月1日～<br>平成33年9月7日                 |
| 役員の保有人数及び新株予約権の数  |                                      |                                         |                                         |
| 当社取締役（監査等委員を除く）   | 1名 36個                               | 1名 120個                                 | 3名 626個                                 |
| 当社社外取締役（監査等委員を除く） | 0名 0個                                | 0名 0個                                   | 1名 12個                                  |
| 当社社外取締役（監査等委員）    | 0名 0個                                | 0名 0個                                   | 3名 36個                                  |
| 新株予約権の行使の条件       | (別記) 1                               | (別記) 1                                  | (別記) 2                                  |

(注) 平成26年3月25日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割いたしました。これにより第2回新株予約権の目的となる株式の数が170株から17,000株に、第3回新株予約権の目的となる株式の数が578株から57,800株にそれぞれ変更になっております。

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
  - ①新株予約権者は、平成29年3月期から平成31年3月期におけるいずれかの期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
    - (a) 営業利益が150百万円を超過した場合、割当てを受けた本新株予約権の10%
    - (b) 営業利益が250百万円を超過した場合、割当てを受けた本新株予約権の50%
    - (c) 営業利益が500百万円を超過した場合、割当てを受けた本新株予約権の全てただし、(a) (b) (c) のいずれの場合においても、平成29年3月期から平成31年3月期のいずれかの期の営業利益が、17百万円を下回った場合、行使可能となっている新株予約権を除きそれ以降新株予約権を行使することができない。
  - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

| 氏 名     | 地 位           | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                              |
|---------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 村 岳   | 代 表 取 締 役 社 長 |                                                                                                           |
| 藤 田 利 之 | 取 締 役 副 社 長   |                                                                                                           |
| 加 藤 智 久 | 取 締 役         |                                                                                                           |
| 五十嵐 幹   | 取 締 役         | 株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長<br>兼CEO<br>株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長                                            |
| 君和田 卓 之 | 取 締 役         |                                                                                                           |
| 三 原 宇 雄 | 取締役（監査等委員）    | 三原公認会計士事務所 所長                                                                                             |
| 成 松 淳   | 取締役（監査等委員）    | 株式会社ヘリオス 社外取締役<br>ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員）                           |
| 大 村 健   | 取締役（監査等委員）    | フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士<br>パイプドHD株式会社 社外監査役<br>ユナイテッド株式会社 社外監査役<br>アライドアーキテツ株式会社 社外監査役<br>株式会社イグニス 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役のうち、五十嵐幹氏、君和田卓之氏、三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、三原宇雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員のうち、三原宇雄氏及び成松淳氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員のうち、大村健氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役五十嵐幹氏、三原宇雄氏、成松淳氏及び大村健氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### (3) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                          | 支給人数         | 報酬等の総額                 |
|------------------------------|--------------|------------------------|
| 取 締 役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4 名<br>(1 名) | 36,734千円<br>(2,020千円)  |
| 取 締 役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3 名<br>(3 名) | 9,540千円<br>(9,540千円)   |
| 合 計                          | 7 名<br>(4 名) | 46,274千円<br>(11,560千円) |

(注) 期末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）5名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役1名）が在任しているためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役五十嵐幹氏は、株式会社クロス・マーケティンググループの代表取締役社長兼CEO及び株式会社クロス・マーケティングの代表取締役社長を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）三原宇雄氏は三原公認会計士事務所の所長を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）成松淳氏は株式会社ヘリオスの社外取締役、また、ウォンテッドリー株式会社及び株式会社クロス・マーケティンググループの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）大村健氏はフォーサイト総合法律事務所の代表パートナー弁護士、また、パイプドHD株式会社、ユナイテッド株式会社、アライドアーキテツ株式会社の社外監査役及び株式会社イグニスの社外取締役を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分         | 氏名      | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                   |
|------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役        | 五十嵐 幹   | 当事業年度開催の取締役会には13回中12回（92.3%）出席し、IT業界の会社経営等につき、豊富な経験と幅広い見識を有する発言を適宜行っております。                                                    |
| 取締役        | 君和田 卓之  | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回（100.0%）出席し、グローバルな事業経営等につき、豊富な経験と幅広い見識を有する発言を適宜行っております。                                                  |
| 取締役（監査等委員） | 三 原 宇 雄 | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回（100.0%）出席し、監査等委員会には14回中14回（100.0%）出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                         |
| 取締役（監査等委員） | 成 松 淳   | 当事業年度開催の取締役会には13回中12回（92.3%）出席し、監査等委員会には14回中13回（92.9%）出席し、経験豊富な経営者の観点及び公認会計士としての見識に基づき、議案・審議、財務及び会計、並びに内部統制についての発言を適宜行っております。 |
| 取締役（監査等委員） | 大 村 健   | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回（100.0%）出席し、監査等委員会には14回中14回（100.0%）出席し、弁護士としての見識に基づき、取締役の職務の執行全般にわたって適法性、適正性の確保についての発言を適宜行っております。        |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 24,300千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,300千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

- 
- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目        | 金額        | 科目            | 金額        |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 1,509,899 | 流動負債          | 658,846   |
| 現金及び預金    | 1,063,957 | 1年内返済予定の長期借入金 | 100,000   |
| 預け金       | 51,364    | 未払金           | 103,579   |
| 売掛金       | 282,360   | 未払費用          | 161,076   |
| 前払費用      | 37,651    | 未払法人税等        | 31,056    |
| 繰延税金資産    | 39,240    | 未払消費税等        | 42,755    |
| その他の他     | 35,324    | 前受金           | 95,942    |
| 固定資産      | 680,349   | 賞与引当金         | 47,468    |
| 有形固定資産    | 144,937   | デリバティブ債務      | 33,832    |
| 建物        | 95,828    | その他の他         | 43,135    |
| 工具、器具及び備品 | 47,030    | 固定負債          | 362,513   |
| 車両運搬具     | 2,078     | 長期借入金         | 350,000   |
| 無形固定資産    | 406,419   | 退職給付に係る負債     | 11,233    |
| 商標権       | 2,243     | その他の他         | 1,280     |
| ソフトウェア    | 273,145   | 負債合計          | 1,021,360 |
| ソフトウェア仮勘定 | 23,076    | (純資産の部)       |           |
| のれん       | 107,609   | 株主資本          | 1,185,828 |
| その他の他     | 343       | 資本金           | 557,027   |
| 投資その他の資産  | 128,992   | 資本剰余金         | 550,927   |
| 投資有価証券    | 40,752    | 利益剰余金         | 197,724   |
| 敷金        | 79,867    | 自己株式          | △119,850  |
| 繰延税金資産    | 7,267     | その他の包括利益累計額   | △19,721   |
| その他の他     | 1,105     | 繰延ヘッジ損益       | △23,473   |
|           |           | 為替換算調整勘定      | 4,594     |
|           |           | 退職給付に係る調整累計額  | △843      |
|           |           | 新株予約権         | 2,780     |
|           |           | 非支配株主持分       | 1         |
|           |           | 純資産合計         | 1,168,889 |
| 資産合計      | 2,190,249 | 負債・純資産合計      | 2,190,249 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額    |           |
|---------------------|--------|-----------|
| 売上高                 |        | 2,968,867 |
| 売上原価                |        | 1,157,647 |
| 売上総利益               |        | 1,811,219 |
| 販売費及び一般管理費          |        | 1,681,045 |
| 営業利益                |        | 130,173   |
| 営業外収益               |        |           |
| 受取利息                | 358    |           |
| 保険解約返戻金             | 5,241  |           |
| 助成金の収入              | 1,100  |           |
| その他                 | 1,391  | 8,092     |
| 営業外費用               |        |           |
| 支払利息                | 1,952  |           |
| 為替差損                | 23,576 |           |
| 持分法による投資損失          | 20,003 |           |
| その他                 | 2,557  | 48,089    |
| 経常利益                |        | 90,176    |
| 特別利益                |        |           |
| 固定資産売却益             | 1,536  |           |
| 新株予約権戻入益            | 308    |           |
| 持分変動利益              | 7,090  | 8,935     |
| 特別損失                |        |           |
| 事業撤退損               | 7,828  |           |
| その他                 | 454    | 8,283     |
| 税金等調整前当期純利益         |        | 90,828    |
| 法人税、住民税及び事業税        | 39,565 |           |
| 法人税等調整額             | 8,698  | 48,264    |
| 当期純利益               |        | 42,563    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△) |        | △1        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |        | 42,565    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目        | 金額        | 科目             | 金額        |
|-----------|-----------|----------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)         |           |
| 流動資産      | 1,342,811 | 流動負債           | 611,297   |
| 現金及び預金    | 918,402   | 買掛金            | 11,170    |
| 預け金       | 48,349    | 1年以内返済予定の長期借入金 | 100,000   |
| 売掛金       | 282,360   | 未払金            | 126,330   |
| 前払費用      | 22,908    | 未払費用           | 123,222   |
| 繰延税金資産    | 32,186    | 未払法人税等         | 28,507    |
| 短期貸付金     | 10,000    | 未払消費税等         | 38,524    |
| その他の他     | 28,603    | 前受金            | 87,759    |
| 固定資産      | 825,748   | 預り金            | 14,481    |
| 有形固定資産    | 56,580    | 賞与引当金          | 47,468    |
| 建物        | 43,014    | デリバティブ債務       | 33,832    |
| 工具、器具及び備品 | 13,566    | 固定負債           | 350,000   |
| 無形固定資産    | 295,316   | 長期借入金          | 350,000   |
| 商標権       | 2,243     | 負債合計           | 961,297   |
| ソフトウェア    | 269,652   | (純資産の部)        |           |
| ソフトウェア仮勘定 | 23,076    | 株主資本           | 1,227,956 |
| その他の他     | 343       | 資本金            | 557,027   |
| 投資その他の資産  | 473,850   | 資本剰余金          | 550,927   |
| 関係会社株式    | 210,693   | 資本準備金          | 550,927   |
| 長期貸付金     | 182,452   | 利益剰余金          | 239,851   |
| 敷金        | 71,190    | その他利益剰余金       | 239,851   |
| 繰延税金資産    | 8,483     | 繰越利益剰余金        | 239,851   |
| その他の他     | 1,030     | 自己株式           | △119,850  |
|           |           | 評価・換算差額等       | △23,473   |
|           |           | 繰延ヘッジ損益        | △23,473   |
|           |           | 新株予約権          | 2,780     |
|           |           | 純資産合計          | 1,207,262 |
| 資産合計      | 2,168,560 | 負債・純資産合計       | 2,168,560 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 2,816,527 |
| 売 上 原 価               |        | 1,108,756 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,707,770 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,584,547 |
| 営 業 利 益               |        | 123,223   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 4,120  |           |
| 受 取 配 当 金             | 3,972  |           |
| 業 務 受 託 料             | 2,280  |           |
| そ の 他                 | 1,759  | 12,133    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 1,914  |           |
| 為 替 差 損               | 16,626 |           |
| そ の 他                 | 475    | 19,016    |
| 経 常 利 益               |        | 116,339   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 308    | 355       |
| そ の 他                 | 47     |           |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 事 業 撤 退 損             | 7,828  |           |
| そ の 他                 | 249    | 8,078     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 108,616   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 30,094 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 7,482  | 37,577    |
| 当 期 純 利 益             |        | 71,039    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 レ ア ジ ョ ブ  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レアジョブの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レアジョブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 レ ア ジ ョ ブ  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レアジョブの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社レアジョブ 監査等委員会

常勤監査等委員 三 原 宇 雄 ㊞

監査等委員 成 松 淳 ㊞

監査等委員 大 村 健 ㊞

(注) 監査等委員三原宇雄、成松淳及び大村健は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）（5名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | なかむら かく<br>中村 岳<br>(昭和55年9月11日生)    | 平成17年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ<br>(現 株式会社NTTドコモ) 入社<br>平成20年2月 当社代表取締役<br>平成24年6月 当社代表取締役副社長<br>平成27年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成29年6月 株式会社リップル・キッズパーク取締役<br>(現任)                                                                                                           | 480,300株       |
| 2     | ふじ た とし ゆき<br>藤田 利之<br>(昭和46年9月4日生) | 平成7年11月 株式会社ソニークリエイティブプロダク<br>ツ入社<br>平成8年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法<br>人トーマツ）入所<br>平成11年3月 公認会計士登録<br>平成12年9月 株式会社フレームワークス入社<br>平成12年12月 同社取締役管理本部長<br>平成17年4月 株式会社KPMG FAS入社<br>平成21年4月 同社シニアマネージャー<br>平成24年4月 当社入社 経営企画室長<br>平成24年6月 当社取締役<br>平成27年6月 当社取締役副社長（現任） | 54,700株        |
| 3     | やす なが せい し<br>安永成志<br>(昭和53年7月20日生) | 平成12年4月 株式会社エスワイエス入社<br>平成15年11月 株式会社光通信入社<br>平成18年4月 株式会社インフィニティーソリューショ<br>ン設立 代表取締役<br>平成20年5月 株式会社グローバルホットライン入社<br>平成21年8月 株式会社アクセルジャパン設立 代表取<br>締役<br>平成22年5月 株式会社カカココム入社<br>平成26年4月 フォートラベル株式会社出向 代表取締<br>役<br>平成29年1月 当社入社 執行役員（現任）<br>事業企画室長             | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | きみわだ たか し<br>君和田 卓之<br>(昭和48年12月5日生) | 平成9年4月 三井物産株式会社入社<br>平成16年6月 米 国 Harvard Business School 修了<br>(MBA)<br>平成25年4月 Mitsui & Co. (U.S.A.), Inc.,<br>General Manager<br>平成27年10月 三井物産株式会社サービス事業部<br>ヒューマンキャピタル事業室長 (現任)<br>平成28年1月 米国The Delta Companies 取締役<br>(現任)<br>平成28年6月 当社取締役 (現任)<br>平成29年7月 米国Accountable Healthcare Staffing<br>取締役 (現任) | 0株                |

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 君和田卓之氏は社外取締役候補者であります。
3. 君和田卓之氏を社外取締役候補者とした理由は、総合商社における経歴を通じて培われたグローバルな事業経営に関する見識を、当社の経営強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に活かし、的確な助言をしていただく観点からであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。が、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社と君和田卓之氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、同氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | み はら たか お<br>三 原 宇 雄<br>(昭和50年8月20日生) | 平成13年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成17年9月 株式会社レコフ入社<br>平成19年3月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>平成22年7月 株式会社みずほ銀行入行<br>平成26年4月 三原公認会計士事務所 所長（現任）<br>平成28年1月 当社常勤監査役<br>平成28年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>三原公認会計士事務所 所長                                                                                                                                                                                                                                         | 0株             |
| 2     | なり まつ じゅん<br>成 松 淳<br>(昭和43年11月14日生)  | 平成8年11月 監査法人原会計事務所入所<br>平成10年5月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成16年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向<br>平成19年1月 クックパッド株式会社入社<br>平成19年6月 同社取締役<br>平成19年7月 同社執行役<br>平成25年4月 ミューゼオ株式会社設立 代表取締役社長（現任）<br>平成25年10月 当社社外監査役<br>平成25年12月 株式会社ヘリオス社外監査役<br>平成27年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>平成29年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）（現任）<br>平成30年3月 株式会社ヘリオス社外取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ヘリオス 社外取締役<br>ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員） | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | い が ら し      み き<br>五十嵐      幹<br>(昭和48年5月10日生) | <p>平成8年4月 日本アジア投資株式会社入社<br/>平成15年4月 株式会社クロス・マーケティング設立<br/>代表取締役社長<br/>平成18年12月 株式会社リサーチパネル取締役（現任）<br/>平成23年3月 株式会社クロス・マーケティング<br/>代表取締役社長（現任）<br/>平成23年7月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプ<br/>メント取締役<br/>平成23年12月 株式会社クロス・コミュニケーション<br/>代表取締役社長<br/>平成24年2月 Cross Marketing China Inc. 董事長<br/>平成25年6月 株式会社クロス・マーケティンググルー<br/>プ<br/>代表取締役社長兼CEO（現任）<br/>平成26年1月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプ<br/>メント代表取締役<br/>平成26年6月 当社取締役（現任）<br/>平成27年1月 株式会社クロス・コミュニケーション<br/>取締役会長（現任）<br/>平成29年8月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプ<br/>メント取締役会長（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社クロス・マーケティンググループ代表取締役社長<br/>兼CEO<br/>株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長</p> | 0株                |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は社外取締役候補者であります。
3. 三原宇雄氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 成松淳氏は、公認会計士及び経験豊富な経営者の観点有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 五十嵐幹氏は、経験豊富な経営者の観点有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社と三原宇雄氏及び成松淳氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、両氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社と五十嵐幹氏は監査等委員でない取締役として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、同氏が原案どおり選任された場合には、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。
8. 当社は三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、平成28年6月22日第9期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては年額70百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。このたび、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、かかる金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については年額30百万円の範囲内でストック・オプションとして下記内容の新株予約権を1年間に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個あたりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち、社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されましたら、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役1名）となります。

#### 1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

#### 2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

##### （1）新株予約権の数

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については400個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

##### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については40,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後 2 年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

上記(1)から(7)までの事項の細則その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

#### 第4号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下同じ）及び従業員に対し、Stock・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、Stock・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数

700個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式70,000株を上限とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

##### 3. 新株予約権の内容

###### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ⑤ 新株予約権者は、平成31年3月期以降、新株予約権を行使することができる期間終了までのいずれかの期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において売上高が40億円を超えた場合に、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。ただし、上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間内に限る。行使することができる期間が到来していない場合は、到来日以降に行使することができる。

- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会決議により決定する。

#### 4. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- （1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- （2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5.に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権に関するその他の事項  
本新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

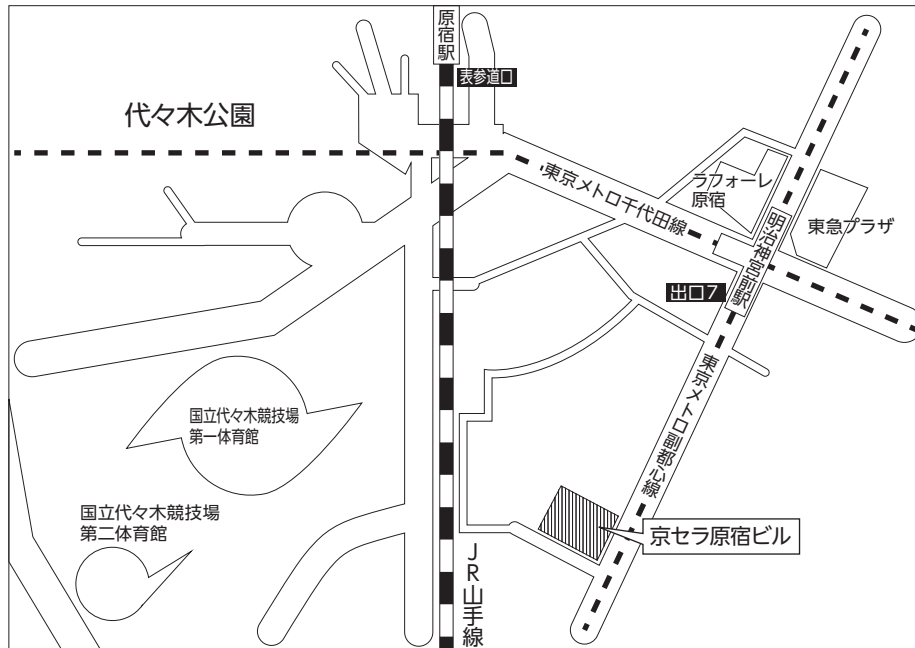
以上

[illegible]

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号  
京セラ原宿ビル2階本店会議室



## 交通機関

- J R 原宿駅（表参道口）より徒歩9分
- 東京メトロ副都心線・千代田線  
明治神宮前駅（7番出口）より徒歩3分